

入札制度の一部改正について

平成 23 年 3 月 14 日
村上市財政課契約検査室

1 改正点

最低制限価格適用範囲の拡大

最低制限価格を適用する入札を次のとおりとする。

- (1)設計額が、130 万円以上 1 億円未満の建設工事（現行 500 万円以上 130 万円以上）
- (2)設計額が、130 万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（新設）

最低制限価格の算出方法については、建設工事最低制限価格算出要領及び測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格算出要領を参照のこと。

最低制限価格算出方法の変更

建設工事における最低制限価格（税抜き）の算出方法を次のとおり変更する。

(直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% + 一般管理経費 × 30%)
+ 予定価格 × 0.5% 以内の額

計算により算出された税抜きの最低制限価格理論額（カッコ内の計算額）に、予定価格設定者が、予定価格（税抜き）の 0.5% 以内の額を任意で加算できるものとする。

積算内訳書の公表

次の入札にかかる積算内訳書を村上市ホームページ上で公表することとする。

- (1)土木一式工事及び建築一式工事のうち、予定価格が 1,500 万円を超えるもの
- (2)電気工事、管工事及び水道施設工事のうち、予定価格が 900 万円を超えるもの
- (3)上記に掲げるもののほか、予定価格が 1,000 万円を超えるもの

2 実施時期

ともに、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告及び通知する入札より適用する。